

令和元年10月1日から

**3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子どもの利用料が無償化されます。**

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

※記載しております幼児教育・保育の無償化に関する内容は、9月開催の菊川市議会定例会での条例及び予算審議を経て確定されるものです。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○ **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されます。

- ※1 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
ただし、幼稚園、認定こども園(幼稚部)は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。
- ※2 給食費、材料費、行事費などは、保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子どもは、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。(詳細は裏面をご覧ください。)
- ※3 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料は、上限(2.57万円)が設けられます。

○ **0歳から2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として**利用料が無償化されます。

- ※1 子どもが2人以上の世帯は、負担軽減の観点から、現行制度が継続され、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- ※2 菊川市独自の拡充施策として、第3子以降の子どもは、第1子や第2子の年齢や保護者の所得に関係なく、保育料が無償となります。

○ **就学前の障がい児の発達支援施設を利用する3歳から5歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されます。

幼稚園、認定こども園(幼稚部)の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

○ **幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

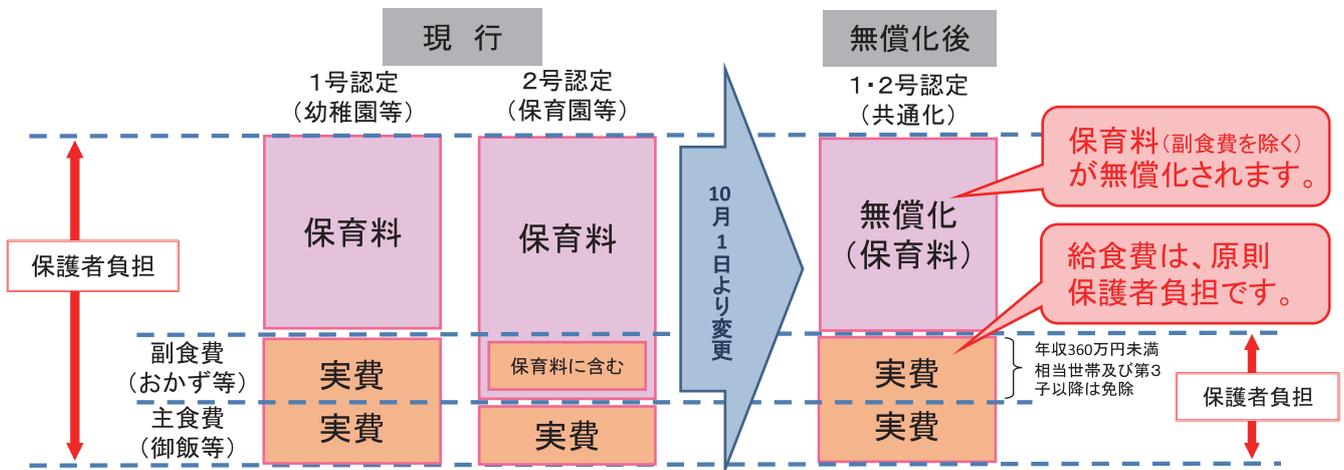
- ※1 無償化の対象となるためには、菊川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※2 原則、幼稚園、認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件は、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

給食費（主食費・副食費）

- 3歳から5歳までの子どもは保育料の無償化がされますが、**給食費（主食費・副食費）は原則、保護者の皆様のご負担となり、直接、施設にお支払いいただくこととなります。**

- ※1 給食費（主食費・副食費）は、施設による直接徴収が基本となります。
- ※2 生活保護世帯、ひとり親世帯や年収360万円未満相当の世帯は、副食費が免除されます。
- ※3 0歳から2歳までの子どもは、現行制度が継続され、給食費（主食費・副食費）は保育料の一部として保護者の負担となります。

- **菊川市独自の拡充施策として、3歳から5歳までの第3子以降の子どもは、第1子や第2子の年齢や保護者の所得に関係なく、副食費が無償となります。**



認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

- ※1 無償化の対象となるためには、菊川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※2 「保育の必要性の認定」の要件は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- ※3 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業等も対象となります。**

- ※1 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等です。
- ※2 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。